

薬 第 4025 号
令和7年10月29日

各保健所設置市薬務主管課長様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公印省略)

神奈川県薬物濫用防止条例第10条第1項に基づく知事指定薬物の指定
について(通知)

このことについて、令和7年10月29日付で、神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年3月20日条例第10号)第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物3物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

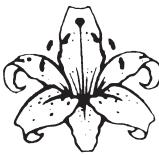
なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和7年厚生労働省令第105号)で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して10日を経過した日(令和7年11月8日)から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 福田
電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県医師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県歯科医師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県獣医師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会会長
- ・ 神奈川県製薬協会会長
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長

神奈川県公報



毎週火曜日及び金曜日発行

令和7年10月29日(水曜日)

号外第60号

県の花:山ゆり

目次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)

1

告示

神奈川県告示第499号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和7年10月30日から施行する。

令和7年10月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 $N-(2-\text{メチルフェニル})-N-[1-(2-\text{フェニルエチル})\text{ピペリジン}-4-\text{イル}]$ プロパンアミド及びその塩類(通称名 ortho-Methylfentanyl, o-Methylfentanyl)
- (2) 化学名 $1-[2-(\text{ジエチルアミノ})\text{エチル}]-2-(4-\text{エトキシベンジル})-5-\text{メチルベンズイミダゾール}$ 及びその塩類(通称名 5-Methyl etodesnitazene, Etometazene)
- (3) 化学名 $3-[2-(\text{ジメチルアミノ})\text{エチル}]-1H-\text{インドール}-4-\text{イル}=\text{プロピオナート}$ 及びその塩類(通称名 4-PRO-DMT)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

発行

電話 横浜市政策局(○四五二二〇一)政策部(○一二一)政策課(通)一
神奈川県(中)政策局(区)政策部(本)政策課(通)一